守山市全図（3）

1:2,500

No. 65

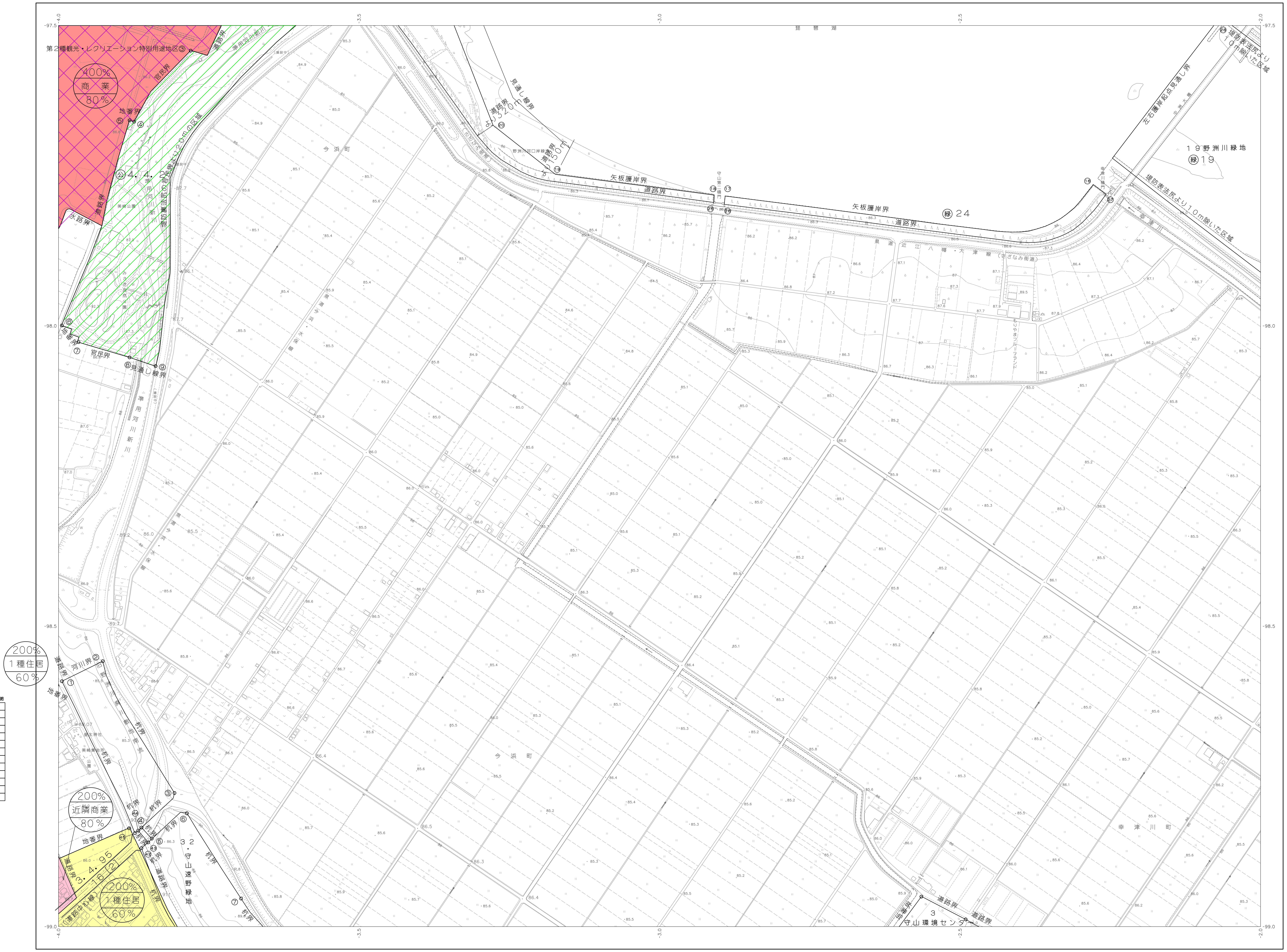

琵琶湖
第２種観光・レクリエーション特別用途地区③
400%
商業
80%
官民界
道路界
準用河川新川
地番界
⑤
④
㊎4.4.2
準用河川新川
堤防裏法尻の官民界より20mの区域
美崎公園
みさき自然公園
道路界
水路界
⑥
地番界
⑦
官民界
⑧見通し線界⑨
今浜町
県道今浜水保線
見通し線界
道路界より320m
⑳
道路界より150m
⑲
野洲川河口岸緑地
矢板護岸界
道路界
⑱
⑰
守山第二樋門
㉕
㉖
矢板護岸界
道路界
緑24
県道近江八幡・大津線（さざなみ街道）
㉘堤防表法尻より10m除いた区域
左右護岸起点見通し界
中洲大橋
19野洲川緑地
緑19
⑯
寺津川樋門
㉗
堤防表法尻より10m除いた区域
寺津川
200%
1種住居
60%
道路界
河川界②
①
地番界
旧野洲川廃川敷地南流
杭界
皇太神社
美崎集会所
公園
杭界
③
200%
近隣商業
80%
杭界
杭界
㊹
④
㊺
杭界
杭界
杭界
⑤
⑥
㊸
㊷
地番界
道路界
3・4・95
16［2］
（道路中心線）
200%
1種住居
60%
杭界
道路界
32・守山速野緑地
杭界
⑦
杭界
今浜町
幸津川町
3
守山環境センター
地番界
道路界
道路界
-4.0
-3.5
-3.0
-2.5
-2.0
-97.5
-98.0
-98.5
-99.0

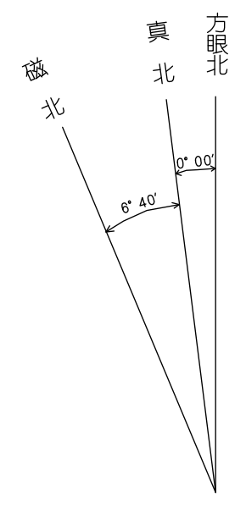

方眼北
真北
磁北
0° 00′
6° 40′

上図は単に方眼北真北磁北相互の関係を表わし角度の数値とは必ずしも一致しない

守山速野緑地境界の説明

番号	境界
①～②	河川界
②～③	杭界
③～④	杭界
④～⑤	杭界
⑤～⑥	杭界
⑥～⑦	杭界
⑦～⑧	杭界
⑧～㊷	杭界
㊷～㊸	杭界
㊸～㊹	杭界
㊹～㊺	杭界
㊺～①	杭界

VI－ND 29-3

(18-3)	(18-4)	(19-3)	(19-4)	(10-3)
(28-1)	(28-2) (1)	(29-1) (1)の1	(29-2) (1)の2	(20-1)
(28-3)	(28-4) (2)	(29-3) (3)	(29-4) (4)	(20-3) (4)の2
(38-1)	(38-2) (5)	(39-1) (6)	(39-2) (7)	(30-1) (8)
(38-3)	(38-4) (9)	(39-3) (10)	(39-4) (11)	(30-3) (12)

行政区画

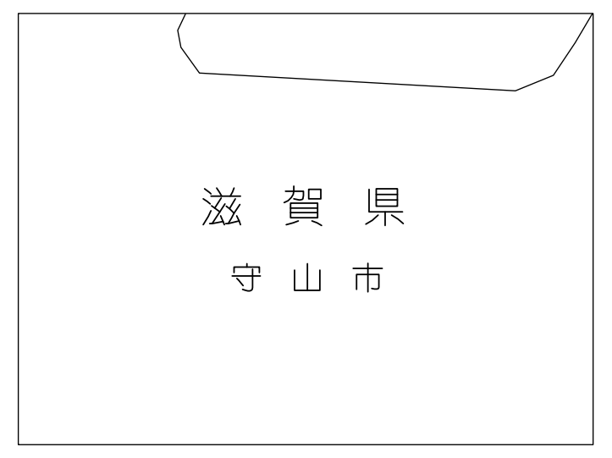

記号

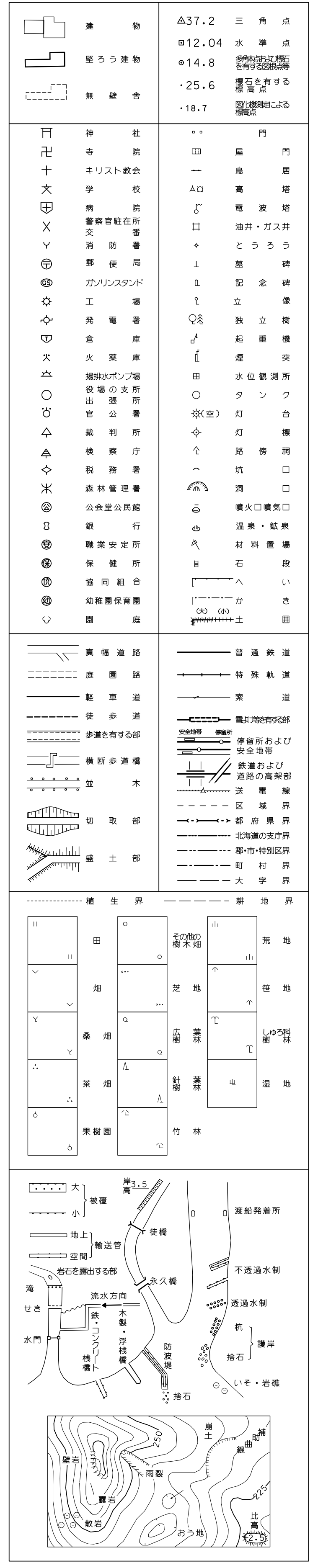

建物
堅ろう建物
無壁舎
△37.2 三角点
⊡12.04 水準点
⊙14.8 多角本点および標石を有する図根点等
・25.6 標石を有する標高点
・18.7 図化機測定による標高点
神社
寺院
キリスト教会
学校
病院
警察官駐在所 交番
消防署
郵便局
ガソリンスタンド
工場
発電署
倉庫
火薬庫
揚排水ポンプ場
役場の支所 出張所
官公署
裁判所
検察庁
税務署
森林管理署
公会堂公民館
銀行
職業安定所
保健所
協同組合
幼稚園保育園
園庭
門
屋門
鳥居
高塔
電波塔
油井・ガス井
とうろう
墓碑
記念碑
立像
独立樹
起重機
煙突
水位観測所
タンク
(空) 灯台
灯標
路傍祠
坑口
洞口
噴火口噴気口
温泉・鉱泉
材料置場
石段
へい
かき
(大) (小) 土囲
真幅道路
庭園路
軽車道
徒歩道
歩道を有する部
横断歩道橋
並木
切取部
盛土部
普通鉄道
特殊軌道
索道
雪よけ等を有する部
安全地帯 停留所
停留所および安全地帯
鉄道および道路の高架部
送電線
区域界
都府県界
北海道の支庁界
郡・市・特別区界
町村界
大字界
植生界
耕地界
田
畑
桑畑
茶畑
果樹園
その他の樹木畑
芝地
広葉樹林
針葉樹林
竹林
荒地
笹地
しゅろ科樹林
湿地
大
小
被覆
地上
空間
輸送管
岩石を露出する部
滝
せき
流水方向
鉄・石
木製
岸高3.5
徒橋
永久橋
渡船発着所
不透過水制
透過水制
崩土
補助曲線
250
225
壁岩
雨裂
露岩
散岩
おう地
比高
2.5

座標系は平成１４年国土交通省告示第９号の
規定による第ＶＩ座標系
投影は横メルカトル図法
図郭に表示してある座標値はキロメートル単位
方眼は０．５キロメートル間隔
高さの基準は東京湾の平均海面
等高線の間隔は２メートル

VI－ND 29-3

(3)

昭和46年測量
昭和62年修正
平成５年修正
平成11年修正
平成16年修正
平成24年修正

1

1. 平成23年 6月撮影
平成23年11月現調

座標系 第VI系
等高線間隔 2m

1:2,500

0 100 200 300 400 500m

「この測量成果は、国土地理院長の承認及び助言を得て同院所管の測量成果を使用して得たものである （承認番号）平２３近公第９４号」